

議案第58号

五ヶ瀬町保育料条例の一部改正について

五ヶ瀬町保育料条例の一部を改正したいので、議会の議決を求める。

令和元年 9月 4日提出

五ヶ瀬町長 原田俊平

令和 年 月 日

五ヶ瀬町議会議長 甲斐政國

五ヶ瀬町保育料条例の一部を改正する条例

五ヶ瀬町保育料条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

第3条 保育料の額は、当該各号に定める額とする。ただし、法第27条第1項又は第29条第1項の確認を受けた施設を利用する場合に限る。

(1) 満3歳以上の支給認定の子どもは、無料とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある法第19条第1項第2号に掲げる子どもは、別表1に定める額とする。

(3) 0歳から満3歳未満の支給認定の子どもは、別表1に定める額とする。

第4条中「別表3」を「別表2」に改める。

第5号中「別表4」を「別表3」に改める。

別表1を削り、別表2を次のように改め、別表1とし、別表3を別表2とし、別表4を別表3とする。

別表1（第3条関係）

（単位：円）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層	定義	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯	0	0
C	市町村民税均等割のみ課税世帯	9,000	8,800
D 1	市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	24,300 円未満	10,000
D 2		24,300 円以上 48,600 円未満	11,000
D 3		48,600 円以上 60,700 円未満	12,000
D 4		60,700 円以上 72,800 円未満	13,000
D 5		72,800 円以上 84,900 円未満	16,000
D 6		84,900 円以上 97,000 円未満	19,000
D 7		97,000 円以上 115,000 円未満	23,000
			22,400

D 8		115,000 円以上 133,000 円未満	27,000	26,400
D 9		133,000 円以上 151,000 円未満	32,000	31,400
D 1 0		151,000 円以上 169,000 円未満	36,000	35,400
D 1 1		169,000 円以上	40,000	39,200

備考 別紙のとおり

別紙を次のように改める。

別紙

別表 1 の適用については、次のとおりとする。

1 別表 1 において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「生活保護世帯」とは、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯をいう。

(2) 「ひとり親等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 6 条に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯

イ 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯

ウ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯

エ 精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条の規定により精神障害保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯

カ 国民年金法（昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号）の規定により障害基礎年金を受けている者の属する世帯

キ 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると町長が認める世帯

(3) 「均等割」とは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいう。

(4) 「所得割課税額」とは、地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額をいい、額の計算を行うにあたっては、同法 3 1 4 条の 7、第 3 1 4 条の 8、附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しないものとする。

- (5) 「標準時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定により1日当たりの保育の利用を11時間までとするものをいう。
- (6) 「短時間」とは、前号の1日当たりの保育の利用を8時間までとするものをいう。
- 2 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割課税額又は均等割の額から控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。
- 3 4月から8月までの月分の保育料の額にあつては前年度分の所得割課税額及び均等割の額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては当該年度分の所得割課税額及び均等割の額を基に決定するものとする。
- 4 同一世帯の支給認定子ども及び次の各号に該当する子どもを範囲とし、その範囲に子どもが2人以上いる場合の保育料は、年齢の高い順から2人目の子どもは表に掲げる額の2分の1の額、年齢の高い順から3人目以降の子どもは無料とする。ただし、所得割課税額が77,101円未満（ひとり親等の世帯以外の世帯においては57,700円未満）の世帯においては、その範囲を支給認定子どもの保護者と生計を一にする子どもとする。この場合において、当該世帯がひとり親等の世帯である場合の保育料は、年齢の高い順から1人目の子どもは2分の1の額又は9,000円のいずれか低い方の額、年齢の高い順から2人目以降の子どもは無料とする。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する子ども
- (2) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
- (3) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども
- (4) 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども
- 5 月の途中における入退園又は入退所があつた場合の保育料は次に定める算式により算出して得た額とする。
- 保育料（月額）×在籍期間中の開所日数（当該日数が25日を超える場合は25日）÷25日

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。